

まちづくりフェスタ w i t h

キッチンカー出店募集要項

1 目的

「まちづくりフェスタ w i t h」のにぎわいや魅力の創出を図ることを目的とします。

2 出店日時

令和8年3月15日（日） 午前10時～午後4時

※荒天等により、出店できない場合があります。この場合、材料費、人件費、売上など一切の損失については、補てんあるいは補償はしません。

※【当日の流れ】 搬入 午前8時～9時
販売 午前10時～午後4時
搬出 午後4時以降
※販売時間を厳守

3 出店場所

浦安市入船5-45-1 まちづくり活動プラザ内

※主催者が指定する場所とします。

4 出店料

免除とします。

5 募集台数

3台程度（応募多数の場合は抽選）

6 車両使用の制限

車体の平面積が10m²以内で、駐車台数は1店舗1台限りとします。

7 販売可能物品と条件

食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物

- (1) 販売する食材は、安全が認められている食材を使用してください。
- (2) 酒類は販売できません。
- (3) 調理・包装済みの飲食物を販売する場合は、名称、期限表示、製造者、販売者等を必ず表示してください。
- (4) 販売価格は市場価格を基準とし、不当な価格で販売しないでください。
- (5) 出店者は販売品及び出店に関わる一切の責任を負うこととします。
- (6) 申請時の販売品以外の販売及び宣伝行為は禁止します。

8 設備・店舗について

- (1) 出店に必要なすべての費用等は出店者の負担とします。
- (2) 「イベントごみ減量ガイドライン」により、ごみの減量・再資源化に協力してください。
URL <https://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/gomi/seido/1000426.html>
- (3) 出店者は出店者の責務で出店スペースにゴミ箱を設置するとともに、適正に廃棄物（排水含む）を処理してください。また来場者に飲食物を提供・販売した際のごみについて「ごみは持ってきていただければ回収する」旨を告げてください。また、他店のごみであっても、相互協力の観点から、持ち込まれたものは回収に努めてください。
- (4) 敷地内の光熱水は使用できません。電力、調理用の水、その他販売に関わるものは出店者が用意してください。
- (5) 出店中にスピーカー等を利用してBGMや呼び込み等を流すことはできません。
- (6) 火気を使用する場合はキッチンカーに消火器を設置してください。発電機を車外に置く場合は、その分の消火器を別途用意してください。
- (7) 風雨・西日などの気象対策は、出店者が行ってください。

9 出店資格と制限

- (1) 出店資格
 - ア 浦安市内での営業を許可する公的機関の発行する営業許可書を有する者
 - イ 生産物賠償責任保険（PL保険）等に加入している者
 - ウ 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有している者
 - エ 保健所が定める、適正な衛生管理と加工（調理等）ができ、販売品を衛生的に取り扱える者
 - オ 別添誓約書に同意した者
 - カ 目的に賛同できる者
- (2) 出店制限
次のいずれかに該当する者は出店できません。
 - ア 成年被後見人、被補佐人、被補助人及び未成年者
 - イ 破産者であって復権していない者及び会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき更生手続きの申立てがなされている者等
 - ウ 国税、地方税を滞納している者
 - エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員等（暴力団員法第2条6号に規定する暴力団員をいう）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当する者で、かつ、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者
 - オ 敷地内で政治的活動、選挙運動、宗教活動を行うおそれがある者

- カ 過去3年以内に、食品衛生法に基づく行政処分を受けた者
キ 銀行等取引停止処分を受けている者
- (3) 出店の取消について
- 次のいずれかに該当する者は出店を取り消します。また、主催者が損害を被った際は、賠償請求できるものとし、出店取消しにより出店者が被る損害に対しては、主催者は一切責任を負いません。
- ア 出店許可後に出店制限に該当する事実が判明した場合
イ 出店条件を厳守しない場合や、その他主催者が出店を不適当と判断した場合
(出店者との協議により、改善が認められない場合を含む)

10 出店許可申請

- (1) 方法
- 下記の書類を全て提出してください。
- ・出店許可申請書 ※市HPよりダウンロード
 - ・営業許可証一式の写し
 - ・食品衛生責任者又はそれに代わる資格証明書の写し
 - ・生産物賠償責任保険（PL保険等）証書の写し
 - ・保険内容がわかる資料の写し
 - ・車検証（キッチンカー）の写し
 - ・キッチンカー写真画像（車幅、全長、高さを記入）
※ナンバープレートが確認できる写真としてください。
※販売状態がわかる写真としてください。
 - ・車内配置図
 - ・誓約書 ※市HPよりダウンロード
- (2) 提出先及び提出方法
- 浦安市市民活動センター（浦安市猫実1-1-1 市庁舎10階）
直接、ご持参いただか、郵送にてご提出ください。
- (3) 募集期間
- 12月15日（月）～令和8年1月16日（金）17時 ※郵送の場合、必着
※応募多数の場合は抽選を行い、出店の許可・不許可を決定します。なお、申請結果については1月28日までにお知らせしますが、抽選結果へのお問い合わせは受け付けません。

11 その他

- (1) 販売終了後は、原状回復するとともに、敷地内に販売物のゴミがないか確認し、清掃を実施してください。
- (2) 出店に起因する事故（火災や食中毒など）や苦情（販売品や営業方法に関するものを含む）は出店者が全責任を負い誠意をもって対応してください。主催者は

一切責任を負いません。

- (3) 出店者はその責めに帰する理由により、施設の全部又は一部を減し、又は、損傷した時は、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、施設を原状に回復した場合はこの限りではありません。
- (4) 出店者の備品や販売品の盗難、破損及び紛失について主催者は一切責任を負いません。
- (5) 本要項に定めのない事項については、主催者と出店者で協議することとします。また、これに付随して出店者が個別に対応を要する場合には、主催者の指示に従うこととしてください。

【問い合わせ先】

浦安市市民活動センター

電 話：047-305-1721

FAX：047-305-1722

E-mail：shiminkc@jcom.home.ne.jp